

第六十八回 参議院建設委員会會議録第四号

昭和四十七年三月十四日(火曜日)
午前十時三十六分開会

委員の異動

三月九日

辞任

野末 和彦君

補欠選任

喜屋武眞榮君

出席者は左のとおり。

理事

中津井 真君

山内 一郎君

西ヶ久保重光君

委員

熊谷太三郎君

古賀雷四郎君

竹内 藤男君

中村 慎二君

米田 正文君

沢田 政治君

田中 一君

松本 英一君

二宮 文造君

村尾 重雄君

春日 正一君

國務大臣

建設大臣

政府委員

建設政務次官

建設大臣官房長

建設省計画局長

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省河川局次長

西村 英一君

藤尾 正行君

大津留 温君

高橋 弘篤君

吉兼 三郎君

川崎 精一君

川田 陽吉君

事務局側

自治大臣官房参事官

森岡 徹君

説明員

農林省農政局農業協同組合課長

鶴 哲夫君

中島 博君

哲夫君

本日の会議に付した案件

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査

(昭和四十七年度の建設省、北海道開発庁、首都圏整備委員会近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の基本施策並びに予算に関する件)

○理事(西ヶ久保重光君委員長長席に着く)

○理事(西ヶ久保重光君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。西村建設大臣。

○國務大臣(西村英一君) ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の治山治水緊急措置法に基づき、昭和四十三年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定し、これにより治山治水事業の計画的な実施を進めてまいりました。

しかしながら、この間、国土の利用開発が著しく進展しました結果、山地及び大河川における災害の被害がきわめて深刻なものになるおそれが生じ、また都市近郊の山地及び中小河川の災害が頻

発し、さらに各種用水需要が急激に増大しております。

このような情勢に対処するために、現行五カ年計画を改定し、新たな治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することにより、これらの事業を緊急かつ、計画的に実施して国土の保全と開発をはかる必要があらわれます。

以上が、この法律案を提出した理由であります。

が、次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、ただいま申し上げましたとおり、現行の治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を改定して、新たに昭和四十七年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することとしたしました。

第二に、新たに治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画が策定されることとなるのに伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正をすることとしたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○理事(西ヶ久保重光君) 本案につきましては、本日は以上の趣旨説明の聴取にとどめ、質疑は後日に譲ることいたします。

○理事(西ヶ久保重光君) 次に建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、昭和四十七年度の建設省、北海道開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の基本施策並びに予算に関する件について質疑を行ないます。

質疑のある方は、御発言を願います。

○田中一君 先日、建設大臣から本年度の予算執行に当たる抱負を伺いました。最近、この国会が

持たれて以来というものは、まことに残念ながら、遅々として国会の論議が進んでおりません。

もはや衆議院における予算委員会にいたしまして、まだ結論がいつごろ出るかということは予見できないような状態であります。その中であつて大臣が、あちらの委員会予算委員会と右往左往される姿はまことにいじらしいものがございまして、私、きょうこれから質問申し上げる問題は、

西村建設大臣に対して強い要請をすること、あなたに政治的責任を問うている局長諸君に、ほんとうに政治家としての建設大臣の補佐を完全に行っているかどうかという点を強く指摘したいのであります。

これは長い間の官僚政治というこの弊が与党自民党の力が落ちてきているという現時点から、あなた自身をなめ切っているのではないかと、いような気持ちすらするわけでありまして、それがいまままでの行政の面において多々見られます。単に建設省と他の大臣所管の分野のみならず、建設省そのものの中におきましても競合された行政とかあるいは同じようなものを、あなたの率いるところの各局が重複してそれに触れ合っているという点など、奇々怪々なものが残っております。この点につきまして、かつて私は思い起こしますと、都市問題の一つの例として、建築街路の整備の法律を住宅局が提案すると、都市局が駅前広場等市街地の改造、再開発を目的とする単行法を別につくるとか、国民としてはまことに迷惑しごく、同じ建設大臣の守備の中にあつて、同じような行為をする。市民の前に露呈される現象というものは同一のものであるにかかわらず、まだ各局がそれぞれの守備範囲を広げるためにあるいは現職の職員を、そして申しますならば養うためにそうした行政を行なっているという点は、いまこそ強く指摘しなきゃならぬ問題であります。一つの例を申しますと、かつて街路と市街地改造法、この二

つの法律を一つにつくられた市街地再開発事業にいたしても、いまだに住宅局は組合施行並びに公団施行等の——公団とは住宅公団であります。これがそのものを所管する。同時に、都市局が各地方公共団体の行なうところの同じような再開発事業を分担しておるわけです。これは分担というよりは美しそくに聞こえますけれども、そうではない。同一のものをやっています。同時に、区画整理事業を取り上げてみても、住宅局の宅地開発課は新市街地の造成をするという目的で区画整理を行なうことを専管する。同時に、一般の地方公共団体で行なうところの区画整理事業は都市局が分担する。区画整理法という法律のもとにおいて一体どこに差異がある。こうした面の行政上の繁雑さ、これらが国民に与える認識の狂いを生ずるのであります。したがって、同じ市街地再開発とかあるいは宅地造成とかあるいは大きくは都市問題そのものに対して混乱と混迷を印象づけるというのが、今日の行政上の現状であります。これから時間のある限りまず都市問題で建設大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、いま述べましたように、一つの現実、一つの現象、これをあなたの所管する都市局と住宅局が同じ形のもをなぜ行なわせているのか、この点について率直に建設大臣の御答弁を伺います。そうしてこれに対して善処しなければならぬ、はつきりとした態度を表明しなければならぬと思うのです。各地であらわれておりますところのいろいろな混迷というものは、このようなところをもとをなすのではなからうかと私は思うのであります。だれか官房長あたりから、その点、大臣が的確にこの現状というものを自分で知るまでよく説明を願つて、ことばでなくして現実に行なっているというこの現実から見て正しい答弁を求めます。したがって、御勉強なすつていらつしやると思ひますけれども、その事実が曲げてあなたの耳に入っておりますと、答弁も的確なものになりません。したがって、よくわかりでしうけれども、わからぬ点があるといけませんから、官房長と御相談

願つて御答弁願ひたいと思ひます。
○国務大臣(西村英一君) いま田中委員から建設行政についてのいろいろなお話がございました。実は端的にいふ申しましたこの都市開発についての都市局と住宅局とのそれぞれの、一方公共団体がやっているものは都市局がやっているし、同じことを今度は組合方式のものは住宅局がやっている。これは私がいろいろ説明を聞いておる上におきまして、私も実はびっくりしたわけです。もう二、三カ月前から相当びっくりしたわけです。どういふふうにしてこうなっているのだらうかというところでございますが、何さまこういふ申しわけをしてはいけません。多忙でさらに突きとめてこれを解決するというようなことにはならなかつたわけでございます。感じは私もあなたと一緒にような感じを持っておつたわけでございます。きょう御質問があるということでその経過を聞きますと、これはおのの発達史があつて、そうなるのだというところでございまして、これはいづれにしても課のために費用や事業があるのではございません。したがって、これは改正をしたい、かように思つておる次第でございます。これは端的な私の気持ちでございます。機会を見てこれは改正したいと思つております。それからもう一つ、やはり何と申しますか、この開発のみならず、たとえば土地問題にいたしましても、これは非常に各局で關係を持つようになつておるのでございます。これらの問題につきましてもやはり整理統合して、中心はどこに置くかということとを考へなければならぬと思つております。しかし、それは建設行政のみでは私はないと思ひます。もう田中委員十分おわかりのことでしょうが、社会の問題が非常に複雑細微になりますと、したがつてもあることすべてが総合性で、同じことでも各省が關係を持つというようなことが最近たくさん起つております。交通問題一つとりましても、総合交通といひ、どこもこれも關係するといふような問題が、非常に、これは社会形態が複雑になつた、社会構造が複雑になつたといふ

結果じやなからうかと思つておるわけでございす。私も実は官僚を二十五年もやつたんですが、やはり何と申しますか一番弱點は、全部統合するといひましてもそれは膨大な量になりますから、統合することのよしあしはありますが、どうして行政には継ぎ目ができると私は思ひます。事柄には継ぎ目ができませんけれども、行政には継ぎ目ができます。その継ぎ目のウイークポイント、継ぎ目が一番行政でも弱點になつて、どっちが責任を持ち、どっちが管理しておるかわからぬようなところがたくさんあるのでございす。これは私の長い間の経験でございす。ことにいまは私たちの官僚をやつておつた時代と違ひまして非常に複雑性を持つておるから、各省がそれぞれ關係しておる。土地問題にいたしましても、私のほうで、計画局も關係しておる、それから都市局も關係しておる、住宅局もちろんのこと、いろいろなところで關係しておるようなのが現状でございす。けれども、それはあなたのおっしゃりますように、つとめてこれを整理して責任を持つたところをつくつていくと、こういうふうな心がけなければならぬと、私はかように思ふ次第でございす。回答になつたかならぬかも知れぬが、率直に御答弁申し上げた次第でございす。
○田中一君 まあ、あなたのお人柄からいってよそれだけの答弁したと思ひ。けつこうですよ。ただ、社会が複雑になつたから、同じ問題でも三人も五人も別の面から、あるいは側面から、背面からそれをいじらなかならぬのだというふうなものではないかということです。これは結局佐藤政権の弱体化からそれが推進されたのであります。強い夢と申しますか、ビジョンというものを掲げながらそれに集中することの努力というものは、あなたの部下の官僚諸君は非常に熱心であり、かつまた情熱を燃やして戦つたものであります。そのために働くものであります。法律によつて、国家公務員は忠実にそれを守つて動いております。しかし、これがまた習性であります。これは当然

なものでありますけれども、私はこれは一つの、こういう混迷した社会ですと美徳だと思ひます。よく訓練されている日本の官僚群です。しかしながら、法律が一つになつていくにかかわらず、相変わらずあなたの所管する中においてそうした分裂が行なわれている。ちよつとしたすれ違ひといひますか、そういうものを一つの仕事をする部署をつくつて行なわしているということになりますと、あなたの威令が行なわれないと思ひます。これはひいては、佐藤内閣そのものが弱体化して一歩も前進できないような姿ではなからうかと思ひ。いまの答弁はあなたの答弁として受けとめますけれども、まあ、いつ佐藤内閣が退陣なさるかからぬので、あなたにやつてくれといひまここでは申しません。しかし建設行政というものは国民にしかあわせをたらすためにあるものであります。そこに人を縛つたり人をいじめたりするものは一つもないのであります。国民のしかあわせをあなたの守備範囲において築き上げようという仕事なんでありす。でありますから、せめて、これらの問題を、ただ行政管理にまかせるのじやなくして、あなたの部内でさうした検討を建設大臣直屬の何かの形をもつて検討させる方法を、これは問題なくあなたの決意一つで可能だと思ひ。そうしてその中に、この建設行政に利害を持つていの方々もあなたの諮問機関の一員として——諮問機関をつくつてもつくらぬでもかまいません。個人的なものでもかまわないわけですが、そこでまともに法律の精神を生かそうという善良な官僚諸君の意欲を結集して、それらの方々に相談をするというふうな機関をおつくりになることを約束していただきたいと思ひ。これは法制上の問題でも何でもありません。あるいは設置法の問題でもない。あなた自身がさうした意欲的な方向を求めようとする形を残すことである。あなたの後任者も必ずそれを継承してそれらの問題を解決するようにすると思ひます。
かつて、同僚の松本英一君が政府並びに政府關係機関、ことに、建設省の機関の、いま会計法の制

度が指名競争入札になっておりますから、指名願
いを出そうという場合に、あなたの所管している
発注官庁ですから、かつて気ままなホームの指名
願いを要求するものであります。これは松本君が
何年か前にそうした質問をされているのを聞いて、
なるほど、まだそんなものが残っているのか
と思つたのですが、松本君はそういう指名を受け
るほうの側ですからそういうことに気がつくので
しょうが、そんなことがあつたらぬ。あなた
の守備範囲の中で、あなたの担当する中でたゞさ
んの問題あります。物質的にも精神的にもおびや
かされる問題たくさんあります。ましてや、国民
大衆が、あなたの方の部下が指導する面の複雑さ、
それから多岐多様な積み重ねの中で全く迷惑して
いるわけです。

いま申し上げた私の提案をオーケーして、部局
内でそれらの方向に一步踏み出すかどうか。これ
だけは、いま、西村さんのお話を聞くと、その意
欲的な面がうかがわれますが、二十五年の官僚生
活の中の一善悪いところを……その芽だけでもま
いていこうという……まだおやめになりませんけ
れども、おやめになるのが近いと思つたのですが、
これだけはお願ひしたいと思います。それだけ御
答弁願ひします。

○国務大臣(西村英一君) まだ、そり急にやめる
わけじゃございませんから……。(笑) この、
いま問題になっておる都市の開発についての建設
省内部における複雑な点は、これはだれに相談する
必要もない。とりあえず、業務の分担を建設大
臣みずからがきめられると思ひます。研究をいた
しまして、私として、私自身があまり納得してい
ないのですから、これは早急に——いずれにいた
しまして、どの課をつぶすとかどうかというこ
とでなしに改善したいと、かように思つておる次
第でございます。

その他、いまお話のございました建設行政とい
いまして、私たちやはりある役に携わる部な
り、ことに管理の方は管理というそのワクに
立てこもつておるわけでございますから、やは

り何と申しますか、世間知らず、世の中の変化に
応じない、こういうような面も多々あらうと思ひ
ます。したがって、それらの行政につきまして
は、それぞれ適当な委員会、審議会、こういうよ
うなものをつくつて民間の意思を収集してこれか
らもやつていきたい、かように思つていますが、
さしあたりいまの問題は私は善処したいと、かよ
うに思つておる次第でございます。

○田中一君 土地区画整理法の二元的な行政を
やつておりますから、これもいまの中に、対象の
中に入れていただきたいんです。それからそうい
う形の面でまだあなたの部内に、省内に相当そう
いう競合があるように思ひますので、われわれの
目につかない面も拾ひ上げましてこれも対象にし
ていただきたいと思ひます。

そこで次に、それを前提として土地問題に
ついて質問するわけでありまして、これは土地問
題といつてもなかなか非常に広いものであります
から、そしていまあなたが指摘しているように、
どの省もそれに何らかの触れ合いを持つておるわ
けです。そうすると、やはり今日の官僚政治の弊
といふものが生まれて、各省は各省として自
分の触れ合っている、接触する面の法律をつくつ
たり、行政指導をやつたり、あるいはもつとひと
いところは何も根拠なしにその方向を模索するこ
ういふようなことを行なつておられます。これは結局
こうした動きは決して地価を下げるものじゃなく
して地価を上げるものなんです。やはり、一元的
にどこかでこれをチェックする、統一した発想が
生まれてくるというところに地価の安定というも
のは求められるわけです。たとえば住宅金融公庫
ができる、住宅公団ができる、何々公団ができ
る、何ができるということになりますと、住宅を
建てようという場合には宅地がなくなつちやなら
ない。住宅金融公庫がいよいよ融資の受付をする場
合には、かりに五千戸というものを対象にしてい
るのに、何倍も、百倍もたど喜んでいる。百倍
くることはそれだけ宅地の地価が上がるというこ
となんです。住宅公団にいたしましても、どこそ

こには何倍も、何十倍もたど喜んでいる
。これではいけないんです。住宅金融公庫の貸し
付けを受ける人たちは仮の需要として一つの目標
をきめて、当たつたらこの土地は買おうというよ
うなことをして引き合いをするわけです。そのた
めに土地は上がつていくわけです。融資をしよう
とかというところが各所でふえまして、地価は上
るんです。これは需要供給の原則です。したがつ
て強力な手が打てないという現状から見ますと、
建設大臣としてしなければならぬことはたくさん
あります。この昨年の国会の末期におきまして、
農住法という法律を前任者の建設大臣根本君から
出しました。農住法とは何かというと、市街化区
域内における水田を宅地にして住宅を建てよう
というところからきています。これにはこういう制度

とて、こういう利子補給をして農協の金を使ひなさい
という法律なんです。これもいふぶん私も毒づき
ました。これも対象的に農林省の農地局が昨年、
一昨年から、昨年はその詳細を聞きまされたけれ
ども、六万坪を一単位としてそこに新しい土地づく
りをしてしようという構想を発表してこれを指導して
おります。相当な調査費を出して指導してござい
ます。農住法ではたしか六千坪だったかな、一単位
が、ちよつといふ調べがわからんんですけれども、
六千坪だったかな、こうしたことがあつてもこ
ちらでも出てくることによつて地価を上げていく
わけなんです。鉄道の新線とか道路公団の高速度
路の計画が出るとすぐにプロカーがみんなその
土地を買い占める、大資本家、土地会社が買い占
めるといふようなことをやっておりますけれども、
結局需要があるところに物価が上がるのはこ
れは当然です。ましてや政府が一面片棒をかつい
で物価の上がるような方策をとっているからなる
わけです。そこでこれは建設大臣もよく知つてい
ただきたいために申し上げますが、四十五年七月
二十五日付で、農林事務次官から通達で、「農村
住宅団地建設計画の推進に関する調査研究等実施
要領」、こういうものを一昨年の七月二十五日に

出してあります。このいままでの経過並びに実績
それから現時点におけるところの対象がどこにあ
るか、どうなつていくかという点をひとつ詳細に
御報告願ひしたいのと、それからその資料ができ上
がりましたら、きよりは答弁何つて、その資料
はこちらに配付をしていただきたい、これだけ要
求いたします。

○説明員(鶴田夫君) 昨年の当委員会におきまし
て、私の前任者の課長が御答弁をいたしておりま
すわけでございますが、「農村住宅団地建設計画
の推進に関する調査研究等実施要領」というもの
を四十五年七月二十五日に出しました。いわゆる
農住都市の建設の促進を農協の側からやるという
ことをやつておるわけでございます。ただ、これ
は昨年も御答弁いたしておりましたように、あくま
でモデル的に開発手法等を検討するということで
ございまして、そのために昨年御説明をいたしま
したときは初年度でございまして、農住計画
の推進地域の選定と基本計画の策定について御説
明をしたと思ひますが、その後四十六年度は第二
年目に入りまして、さらに基本計画が策定され
た地域につきまして、その土地の権利者の調整
を行ないましたための権利者の状況あるいは土地の
評価等に関する基礎資料を得るための調査を行な
う、いわゆる権利調整調査を実施いたしますとこ
ろに、宅地造成施行のための計画の策定に必要な
基礎資料を得ますために、宅地造成の方法等に関
する調査いわゆる施行計画調査というのをあわせ
て実施するということにいたしました次第でござい
ます。この計画の策定あるいは調査の実施状況は次
のとおりでございます。

四十五年度に基本計画を樹立いたしました地域
が二十地域でございます。そのうち十九の地域に
ついては権利調整の調査をあわせて四十六年度に
実施をいたしました。さらにその十九地域のうち
十三地域につきましては、四十六年度中に施行計
画調査もあわせて実施をいたしましたわけござ
います。したがって、もう一度申し上げますと、
四十五年度の基本計画策定地域二十地域のうち権

利調整調査と施行計画調査をあわせて行なった地域が十三地域、権利調整調査だけを行なった地域が六地域でございます。この六地域は四十七年度に施行調査計画を行なうことになるわけでございます。四十六年度に基本計画を策定、現在いたしております地域が六地域ございまして、この六地域は四十七年度に権利調整調査と施行計画調査を実施するという予定にいたしております。一地区当たり基本計画調査が、補助金にいたしますして百万六千円、権利調整調査が三十九万二千円、施行計画調査が百四十一万四千円、計一地区当たり二百八十一万二千円の補助金を出しております。以上でございます。

○田中君 二年目でまだほんとうに突つておらぬと思いますが、その調査はいいですが、これは建設省あたりに連絡をとってやっているのですか。これは大体において方針としては、市街化区域内における問題を取り扱うということになっておりますね。そういたしますと、建設省も農住法という法律をつくって市街化区域内における宅地化というものを考えておられる。で、き上がるものは大体同じものになるんじゃないかと思うんです。この調査が完成して一つの見込みが立つと、これはおそらく農住法で行なっているところの利子補給等の問題も考えながら、あるいは農住法よりももっとよい方途を考えながら推進するのではなからうかと思うのです。こういう点について建設大臣、こうした事実というものを、現に同じような市街化区域内で行なおうとする計画が、マスタープランをつくらうというわけですが、それを見守りながらすぐに農住法を出そうというようなことはおかしいと思うのです。これならばほんとうに一緒にいって水田の宅地化の問題について、一緒にいってこれらの仕事をしなければならぬと思う。宅地造成の方法等も指導したいと思いますけれども、これは全く建設省でもって行なっている法律に基づいて宅地造成の指導をやっておるわけですから、それならばそうした問題を農協というあなたの守備範囲の中の団体であります。

建設省も同じように農協を相手にしているわけですから、これは農協そのものの団体というよりも、農協そのものの持っている金を相手にしている。ちよつとそここのニュアンスが違ふかもしれません。そここのところの違い方でもって途中でいくのでしょうけれども、何か割り切れないものを感ずるわけなんです。一緒になつてやればよりよいものができるのではないかと思うのですが、建設大臣のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 住宅行政を主としてあずかつておる建設省としては、この趣旨はけっこうだと思ふ。けっこうだと思ふけれども、この住宅をつくつて、そして農家の方々にりっぱな居住地を与え、かたがた農業を営んでいこうという、こういう趣旨はけっこうですが、そういうことを農林省がやる場合も、いま住宅の主官庁である建設省と合議をしないというようなことは、最も悪い例です。こういうことが、連絡をできないというのがいま官庁間で行なわれているというところが、各省間にいま起こっております。したがうして農林省の考える事柄は住宅行政をやっておる建設省としては、これはりっぱなことです、その間の実に連絡が悪いのです。もともとこれは市街地のみじゃないと思う。市街地以外もおそろくそういうことを計画しておると思うのです。それでなくちゃならないはずで、私はよく知りませんが、これは農林省の方に尋ねて……、市街地ばかりでない、市街地及び市街地の近郊、市街地区域ばかりでないと思う。そこで建設省がやっておる、せっかく皆さん方の御協力によってできました例のこの農地所有者からの賃貸住宅です、こういうことと、やはり目的は同じなんです。しかし条件等が全然違ふのです。一方は補助金、一方は補助金なんかありません。補助金と申しますか、利子の補給だとかいうようなことです。したがうして、私は總体的に住宅行政をあずかつておる建設省としては、農林省もそういうことをやってくださるのはけっこうでありますけれども、一方、建設省でもそういう制度がござ

いまするから、農林省、建設省、十分打ち合わせをしてこれは進みたい、かように考えておるのでございまして、いまいろいろ団地を計画しておるようですが、そのうちで建設省の農地所有者の賃貸住宅に当てはまらないようなところもたくさんあると思います。せっかくこういう制度ができますしてもその恩典を受けない、農林省は農林省のほうでおれのほうはかかってにやるのだ、こういう行政は私は憤まなければならぬ、かように思つておる次第でございます。

○田中一君 これは西村さんね、四十五年に通牒出しているのですよ。建設省はこれを小耳にはきんで、これはいけないぞというので、農住法を出したように、私は時間的な差がありますから、どうも農林省は大体建設省のほうに相談しないでやったということとは、これはあなたがたがた園内の問題ですから何とも言いません。ただこれはおそらく当時の農林大臣、倉石君だったかだれだったかな、だれかがやったというのじゃなくて、やはり官僚、官僚ということば、いかどうかわからぬけれども、国家公務員の上級職の人たちが考えることだと思ふのです。これは四十五年にこの発想はきまって通牒を出している。これはむしろそうした調査をさせている段階でありますが、全国的な水田の宅地化の方途を探るためにやったことだと思ふのです。これが相当進展してくると、ちょうど新都市計画法が成立いたしましたして、市街化区域も大体決定した段階で、とんでもない、これはおれのほうの守備範囲を侵されるというので、建設省は今度は農住法という法律を追っかけ出したたものではなからうかと推測するわけです。だからどちらがけしかるか、けしからぬか知らぬけれども、少なくとも農林省でそうした考え方を持ったならば、建設大臣と相談して一緒にやるということにならなければ、いま大臣がおっしゃるようになら、そうした現象というものは、もう数ある、それらがみな地価を上げるといふ方向にだけいっているわけなんです。いま建設大臣がだいたい気にし

ている市街化区域以外の調整区域も伸びるのだ、
 とう言っておりますが、その答弁を先に伺いま
 す。

○説明員(鶴哲夫君) 私どもがやっております農住建設計画の調査は、市街化区域だけに原則としてとめております。市街化区域として現在指定されてなくても、指定されることが確実である等の理由がある地域に限るということにいたしております。なお、先ほど私おしかりをいただいたわけでございますが、今後とも建設省とは十分御連絡あるいは御協議をいたしたいと思いますが、ただ、まあこの当時もおそろくいろいろ若干の御協議はしたんじゃないかと思ひますけれども、なお、県の段階でこの計画あるいは調査をやっておお、県の段階では土木部あるわけでございますが、土木部あるいはその他の土木関係の技術者等の方々も入っていただいていろいろ構想を練っておる、また、この補助金の対象になっております調査とかあるいは研究紙等も、すべてそういう人たちを入れるようににというふうに通達をいたしておりますので、末端において特に意見のそごを来たしておるといふことはないんじゃないか、というふうに考えております。

なお、この私どもがやっております計画あるいは調査は、あくまで、従来の都市化の進行が往々無計画無秩序な農地の壊廃が行なわれる場合があるというふうなことから、農協の発想で、農業者による農業面からの土地の効率的な利用をも配慮して、農協が土地造成あるいは宅地建設等をやったどうかというふうな意見が出てまいりましたので、そのためのモデル的な開発手法の調査をやってみるということでございます、それ以上に農林省が建設行政に口を出すというつもりは毛頭ございませぬし、したがって、ここで調査をいたしました結果、その事業の実施等についてはすべて建設省のほうにお願いをするということにいたしておる次第でございます。

○田中一君 西村さん、こういう答弁ですから、調整区域にはいかないらしいんです、その点は御

承知になってると思ひますが。

そこでですね、いま、末端においては主として豊地部長と土木部長が相談してやるから、都道府県段階においては一緒に話し合つてやつてゐるんだというお話がございましたが、そのために困るのは、いまの、去年成立したところの農住法です。片方じゃそういう構想を持つて相当大規模な都市の整備というか、団地計画を持つてゐる。片方は六千坪程度のもの、六万坪の一割です、そういうものを法律ができたらしなきゃならぬ。さあおまえのほうやらぬかと言つて、相当住宅局のほうで手を打つてゐると思ふんです。これかこれかどつちなんだらう、農林省の計画してゐるこれは、自分たちは自分たちとして都道府県段階で一つの大きな構想を持つてゐる、それ一つにこれははめればいいのか、また別に求めるのか、そういう混迷が当然都道府県段階では起こるわけなんです。これは困るというわけなんです。したがつて、これは一つの例を申し上げたにすぎないんですが、まだまだたくさんあります。そういう問題がすべて地価にはね返つてくるという現実を知らなきゃならぬ。だれかが触れば触れるだけ地価が上がるものなんです。自分の計画の範疇にそれを入れようとするのが上がるものなんです。なるほど今回自治省と建設省と共管で提案されようとする公有地拡大の推進法案等も一面、これはその法案が出たときに詳しく審議をいたしますけれども、地価公示法による評価を中心にしてこれを買入らんだということを言われております、あの法案の中では、しかし、公示法によるところの評価というものが一方的なものであつて、絶対ではないというものは、おわかりだと思ふ。われわれの国家社会は自由経済の社会であります。需要と供給によつて価値が変動することは事実であります。売り手と買い手によつてその価値がむろん格差があることも事実であります。こうした現状から土地という問題を考へてみますと、一方的に政府が金を出して、政府が、今日は私有財産になつておりますから、私有権を持つてゐる他人の財産をかつて

に評価する。これは法律がつくつてゐるのですから、国がその評価をしないといふことになつてゐるのです、公示法。それで公示しないといふと、こゝろなつてゐる。国という権力を持つて他人の財産価値——利用とか環境とかの価値づけのファクターは相当持つてゐると思ひますが、合理的に持つてゐると思ひますが、それらをかつてに公示して、この値段が標準だと、これで買入らんだんといふことは、今日の自由経済の社会においては妥当ではないのではないかと思ふのです。われわれが政權とれば別の考へ方をします。もつとはつきりした基本的な態度で土地に対応します。しかし今日の社会はそうではない現在時点から、これは相当大きな問題になるはずであります。したがつて、地価を抑制すると、高くなるのを抑制するのだといふようなものは一つもない。相当公明で、大資本家がそれを買いあさるといふことがよく指摘されております、衆議院においても参議院においても。そうして、その裏にだれがいるかわかりません。少なくとも日本の、わが国の中央官庁における法律を守る、法律を守ろうとする上級公務員諸君にはないと思ひます。どこかでお金をかいて、そういう先行投資を行なう者がいるのだと思ふ。地価を上げるという政策をとつてゐるの

は政府ではないか、というやうな懸念するわけですね。私は、この全体の問題を時間的に制約されてゐるから的確に言えないのですが、地価を安定させる——われわれは安いものがほしいのであります、国民は安いものがほしいのであります、安くというよりも安定する地価がほしいといふことなんです。御承知のように、国民所得は伸びたと言ひながらも、銀行ではいま金がだぶつちやつて、何でも貸しますよといふことになつてゐる。それが一面高度成長政策の成果であるといふ評価をなさるかも知れませんが、それで

はなくて、逆に大石環境庁長官が盛んにあはれ、回つてゐると同じように、国民の生命、ことに国民の金銭的な財産の価値を下げる——これはいわゆる物価が上がることであります。こうした政策で、いまはどうかという、どの土地会社でも分割払いでローンをつきますよ、だれでもいいですよ、そのかわりあなたはもし一千万なら一千万貸しますが、一千万あるいは一千万の生命保険をつけてくださいと、こゝろやつてゐる。なるほど生命保険をつけてれば、死んだらちゃんとそれを最初の契約でもつて、死んだときには——これを払わない場合には差金はこの生命保険が払うのだといふのなら安全です。こうしたあらゆる経済機構、からくりの中で利用しながら購買力をさらに増そうとしてゐる。土地というものは建物といふものも、これ逃げませんから、足がないから逃げないから、これは安全なんです。そうして地価を上げよう上げようとしてゐる政策をとつてゐるという法律は、一面から見た場合にははしくもつともあります。私は地価がどうしても上がつていくんだという前提に立つ場合には、もう一ぺん考慮しなければならぬと思ふんです。これは法案的にいろいろ審議をいたしますけれども、西村さん、あなたは土地をどうして安定させるかといふことは、むしろ毎日毎日のように心痛なすつていらつしやるだらうと思ふんです。しかし現在あるところの立法、行政指導、あるいは社会全体のい

ろんな機関のからくりからみると、上からざるを得ないという方向に向かつてゐるという事実をどうお考えになりますか。これに対処してどうしようとしてゐるのか、むずかしい問題でありますけれども、御見解を伺つておきます。

○国務大臣(西村英一君) まあ土地問題は地価問題でございますが、いまあなたのおっしゃつたとおり、なかなか容易にこれを安定させることができないのは御承知のとおりでございますが、政府がいままでつてきたいわゆる土地政策等、たぐさな法律がございまして、その一々みな地価の安定を目ざした法律でございます。しかし、それかといつてあまり効果はあがつていないとい

うことでございます。で、私も地価を安定させなければならぬ責任がございしますが、いまお話のございました地価公示制度、これはちよつと田中さんは比較的何と申しますか、たいしたことはなからうと考へておるようでございますが、私は実はこれに期待をいたしておるのでございます。まあそれは自由な立場で一方的に評価するといひますけれども、これはやっぱり土地鑑定士、十分な知識を持つた鑑定士が諸般の事情を考慮してやつぱりその土地の地価の公示をやるのですから、したがつてこれはある程度の目標になるのではないかと思ふのでございます。しかし目標になるだけではないかぬので、この地価公示制度を将来に向かつて活用しなければならぬ、私はそう思つております。しかし、御案内のとおりまだ地価公示制度は全般的に行き届いておりません。行き届いておりませんから、これが完成した場合には、あるいは完成に近づけば、さらにこの地価公示制度も活用して、地価の高騰を抑えるといふことは、これは一つの重要な方法であらうと思ひます。もしそれがなければ、地価公示制度といふものはこれは意味がないといふことになりまゐるから、この地価公示制度の完成と相まってこれを活用したいといふことが一つでございます。

それから、もう私が言ふまでもなしに、地価、土地というのは需要供給の關係だと。宅地をたくさんつくれば地価は安くなるんだと。これは需要供給の關係でございまして、宅地をつくるというところは、日本の地形のやうな現状ではそう簡単にやすやすとできることじゃございません。もちろん宅地の大量供給といふことは一方では必要なことでしようが、やつぱりそれは地価の上昇には追つけないと思ひます。したがつて、私は地価を抑える端のやつぱり方策は、税制によつてこれを押える、これ以外に方法はないと思ふのです。不当な利益をえた人は、これは税の面でもつてこれを押えるという方法ができるはずで、ところが、これはさつぱらに申しますと、私たちの立場と大蔵省の立場がちよつと違ふのです。大蔵

省はなかなかそれにふん切りがつかないんです。この辺は意見のなかなか分かれるところで違うんですが、私はやっぱり端的には税制で押えるというよりは、相当な効果が出ると思うのです。今日も金融はゆるんでおります。やはり企業会社は金が大ぶつきますから、高速道路をつくればあそこをインターチェンジができるんだ、あそこの付近を買っておこう、これはあたりまえの常識ですだから、金を持っていない人は。そうすると地価は一べんに上がりますから、上がることは上がったって、やはりその公示制度を生かして、公示制度以上の所得、それでもっともうけた者はやっぱり税制で対処するという方法は、絶対に私は必要だと思っております。したがって、今年度の予算の折衝のときにも、法人税、譲渡所得に税金をかけないといふこととは、建設省担当にがんばりました。さういふことは、建設省担当にがんばりました。さういふことは、建設省担当にがんばりました。さういふことは、建設省担当にがんばりました。さういふことは、建設省担当にがんばりました。

○田中一君　土地の価値というものは何でありましょうか。土地の価値というものは、土地と物質を持つていれば、これは値打ちがあるんだと、金銀銅が生まれるわけじゃございません。金銀銅は鉱山へ行つて、それは、それらが含まれているところにあるのです。この地下には石油がある、これは土地の価値じゃなくて、深層部に石油があるんだということで価値がある。土地の価値じゃございません。そこで、土地の価値といふのは何かといえば、利用の価値です。たとえば

あなたが言っているように近くにインターチェンジができるんだ、あそこできると、どうもあの辺ならばあそこには何かできるだろうから買っとこうじゃないかということを買った。買ったのは不当な利得ということにはならないですよ。インターチェンジにしなきゃいい。インターチェンジにしなかったらものもくあみの荒地地です。ですからそれはインターチェンジができるんだとって予想して買った。しかしそれはできなかったというところで損です。不当にもうけがあった場合には、これはもう税金を取ってやるんだということです。かつての古い社会にはあつたんです。歴史の上にもありました。しかし、利用の価値があるからこそ価値が高まるということは事実ですよ。そうすると所有の価値じゃないことは明らかです。持っているから値段が上がるんじゃないんです。そうなることもと深くお考えになるべきだと思います。したがって、土地の価値というものは、その土地の利用の価値にすぎません。というよりも、利用の価値だけと言ってもいいぐらいです。利用されない土地は何のプラスになりません。何の利潤を生むでもありません。固定資産税取られる、かりに、金を借りて買った場合には金利がかさむ、それが利用する段階でない場合には価値がないわけがあります。今日の資本主義社会におきましては、非常にじょうずに先の目を、次の次の段階のものを、そうしてこれはもうかるであらうと買って、事実もうけたのが成功者と言っているんです。また相当安いコストのものを二重三重の重層の商人の手を経て需要者に渡す場合のこういうからくりをつくる、二重価格三重価格をつくった場合には、これは成功者であり、番付面で所得一位、二位なんていうことがいわれているのです。私は端的に、土地というものは、そうしたからくりよりも利用の価値、利益権が存在するだけだと言いたくないんです。そうなってくると、まず第一に、国民に対して、土地というものは売れるであらうという予想

のものを買って、高く売れた場合にはもうけたという、違つた立場から国民に土地というものの価値というものはつきりと知るような方法をまず教育すべきだと思ふのです。根本にさかのほつて、そして土地問題と取り組まなければ、現象だけでとらえて税金を取ろう、十萬円で買ったものが百萬円で売れたから九十萬円取つてやろうというなら、だれも買う者はいなくなつてしまふ。そうすれば安定するであらうなつていうことは、全くの聖書にあるみつき取りの姿です。こういう政治はよい政治とは言えないのです。そうして九十萬円取り上げた金は、あなた方が、いまの政府が使い方を知っているならば認める場合もあります。命も取られた時代があるのですから。四次防、五次防で人殺しの道具をつくつたり人殺しを養成したたゆりというやうな形のものに持つていくとか、いわゆる大消費に持つていこうとするとか、あるいは大資本家に対して無制限な融資をしたり、あるいは相当伸びている事業に対して利子の補給とか、あらゆる面で片寄つて還元される、政府への利益のものにしまゝ使つておらぬのが現状じゃありませんか。完全に社会保障制度を徹底する、医療は全部無料にする、ただにするのだ、日本国民、一億の国民の生命は国が全部保障するんだといふところに使ふならば、その方法もいでしょう。それは決して地価の安定に通ずるものじゃないのであります。

いまここでこうした論議をあなたとしてもしよるがありません。私はいまあなたがおつちやつたことについては一つ一つ反発します。公示法そのものが、地価公示法の不動産鑑定士が持つその評価というものは、その評価の条件というものを明らかにしてほしい。これも今度の公共用地の問題のときに資料をとるつもりであります。これは明らかにしてほしいのです。問題は主観的な利用されるであらうという価値づけ、これは最後のものなんです。

たとえば、私の地元は三軒茶屋であります、世田谷の。あそこに高速道路ができたために、高速

道路下の、これも二百四十六号線の地価は下がっております。住む者はいなくなつたんです。いいですか。かつては四十八万とか五十万とかいっておりました、あの二百四十六号線をつくるときには、しかし高架道路ができたためにあき地がございます。商店が逃げております。何か公害という、公共団体の事業のために価値が、利用の価値が下がったことなんです。こうした社会の、ことに都市生活、都市におけるところの地価の人為的な変動、これは損とか得とかいうものではないんです。そこに犠牲者ができる。また幸いにしてその土地を得られなかったという人は、平和な比較的環境よりよりよいものを持つておつたということになる。今度はその価値が上がつてくる。いままで何にもなかった、値打ちのなかったところが上がつてくる。これは人為的なものです。しかしその反面、裏には政治的なものが強く影響しているという事実を知らなければならぬ。私は端的に言うと、土地は国のものだ、われわれ民族の共有の領地である。共有のものであるという前提に立たなければ、土地問題は解決されないと思ふのです。われわれの領土にすぎません。すぎませんというと突に聞こえるけれども、われわれが、平和で安定した生活を営めるわれわれの領土なんです。われわれの領土なんです。だれのものでもないのです。われわれの領土です。日本民族全部の領土なんです。この領土をいかに利用するか、いかに高度に利用して、平和と安定を求めるかというところに、土地の価値を発見しなければならぬのであります。

こういうことを申し上げても平行線では困りますから、もう少し一つの問題を申ししますが、新都市計画法が成立いたしました。一番問題になったのは東京です。大都市です。この中でも、なぜ一日も早く入つに指定したところの用途地域の決定をしているところの日照権の問題、公害のいろいろな問題等は、政府の怠慢によってトラブルが起きて

いるのです。新市街化区域などは自由にできるで
あります。これですら行なっておりません。
できておりません。しかし既成市街地におけると
ころの、法律による指定は当然すべきで
あります。一番混乱し、一番そこにあらゆる社会
悪を発生しているところの環境、これを正しく割
り切るのが当面建設大臣の持っている一番大きな
責務です。したがって、これについて、現在の作
業、方向等はどの程度に進んでいるか、これ
を詳しく説明願いたい。建設大臣、局長に言いつ
けて答弁させてください。

○国務大臣(西村英一君) 土地問題につきま
して、田中先生の所見をいろいろ伺いましたが、そ
れは同ったということ、それに一々私のまた考
えを申し述べることもなからうと思ひます。しか
し、さしあつた問題、先般来、市街化区域を含
めて、そうして用途地域をきめるということに
なつておりました、相当進んではおると思ひま
す、実際の具体案については都市局長から御説明
を申し上げます。

○政府委員(吉兼三郎君) 前段の市街化区域の設
定につきましては、御案内のとおり、大体のめど
がついてまいりまして、現在のところでは当初政
令でいわれる線引きをやるといふ対象の都市の九
三%までが線引きを完了いたしております。そこ
でお尋ねの用途地域の問題でございますが、こ
れまた御案内のとおり新建築基準法発足いたしま
して、新しい用途地域の編成案は四十八年末と
いふふうに法律上で義務づけをいたしてございま
す。現在のところこの期限内におきまして極力早
期に用途地域の編成案が行なわれますように関
係の都市に対して督促をいたしておる状況でござ
います。全国的なことを申し上げますならば、現
在の時点ではすでに新しい用途地域が決定を見て
おりますのが十三都市計画区域二十市町村に至つ
ております。今後の見通しでございますが、大多
数の地域が本年の秋ごろにその決定を完了するん
じやないかというふうに私もは見えております。
お尋ねの東京につきましては非常に大都市地域

でございますし、いろいろこれ他の地方都市と違
いまして問題がございます。慎重に東京都の担当
部局において準備を進めておるわけでございま
す。私も現在承知いたしておるところにより
ますと、東京都の事務当局の一応の素案というも
のがまとまりまして、これからそれを各二十三区
等の地域に示しましていろいろこの素案について
の意見調整をはかつていくというふうな段階と
承つております。今後の見通しでございますが、
こういうスケジュールからまいりますと、東京都
の關係の用途地域の編成案が終わりますのは
来年になるんじゃないかというふうに私もは含
んでおります。概況は以上でございます。

○田中一君 西村さん、これすらきまつてないん
です。一体先行取得して損した場合に補償し
てやりませんか。税金税金といつて、人為的に価値
が変わるということを知らなかならないんです
よ。この指定によつてたいへんな混乱が起こる。
いわゆる資産の変動があるんです、土地に対す
る。それまたたいへんな変動があるかもしれませ
ん。ゼロ地帯なんか生まれるかも知れない。し
たがつて土地の問題の根本的な解決といふものは
何に求めるか。人為的に変動する、損もすれば得
もあるんです。不当なる利益といふことももつて
税金を取るといふことなら、正当なる損失は国家
が補償しますか。これはできません。そうなる
とそうした安易なものではないといふことを知らな
きゃならない。ことにいまの入用途指定というも
のが行なわれた場合にこれによつて大きな変動が
あるといふことはもう必至です。少なくとも――
まあ農地のことは別にしますけれども、市街化区
域のうちの既成市街地といふものの地価の変動、
これが現在まで東京、大阪、名古屋はもう昨年も
ずっと地価公示をやつておりました。直ちにこれ
は修正しなきゃなりません。私はあえて申します
と、今日高速度道路もほとんど伸びている、もう一
ぱん東京ならば毎年毎年反復して公示をしなきゃ
ならぬような現状だと思ひます。不動産鑑定
士、これはもう一方的に依頼者に対して忠誠を尽

くすのがこれは義務であります。あと判定を下
すのはこれは裁判官であります。司法権でありま
す。地価も同じです。不動産鑑定士は判事さんで
はございません。判事さんといふのは絶対といふ
ことを言つておるんですよ。この不動産鑑定士に
もしそれまでの権能を与えるならば別の面でしな
きゃならぬでしょう。これは方途がありますか。
したがって地価公示法による地価公示というもの
は、これは依頼者に忠誠を尽くすのは当然私契約
でありましようが、そういうことを盛り込んであ
る契約によつて行なわれるのは当然であります。
これは絶対でないといふことを知らなかならない
のです。それがただ法律でこうきめたからとい
つてそれが正しいんだといふことにならないと
いふことを指摘するわけなんです。むろんあなた
がおっしゃつておることもあります。一つの目安
になるんだといふこともいいでしょう、それは。
ただ目安にすぎない。ただ依頼者によつて、か
りに売買の場合には売り手、買い手でもつて価
格が違ふといふことは事実です。またそれを、一
番眼目が置かれていて地位、置かれていて地域と
いふものが常に人為的に行政的に変動するんだと
いふ事実を知らなかならない。鉄道は地下鉄が
敷けた場合と敷けない場合とではもう直ちに違つ
てくる。道路が舗装してある、舗装してない、こ
れも違つてくる。下水道が完備してある、完備し
ていない、これも違つてくる。そういうたつたファ
クターといふものがすべてにときに強制的な
価値、あるいは公共施設によつて受ける利益、こ
ういふものもその内容にはあるわけであります。

いま何うと四十八年ごろには大体いんじやなか
らうかといつておられますが、東京などは、これは
おそろく美濃部知事が大体を決定するんでしやう
と思ひますけれども、現に、いつでしやうか東京都
の発表している「地域地区指定基準案」といふも
のが出ておりますが、これなども東京都から出し
たんでありますけれども、こういつたものがやは
り何かのよりどころになるかも知れません。た
だ今日、一面から見れば建設業者あるいは行政

面、あるいは建築基準法という法律の面から見
ても消費者過保護的なものが現在見られます。私
んかも住民の側に立つ立場にいたがらもこれは
ちよつとひどいんじゃないかと思ひます。これは
あります。二、三の裁判所の判決も知つておりま
す。そういう面はどうです。やはりそうしたもの
に対する怠慢さが今日の社会に一つの大きな混乱
を招いている事実もこれは知らなかならない。
当然これは政府がいち早くしなかならないの
じゃないか。むろんこれには住民との対話とい
うものを通じてよりよいものを求めるということに
しなかならない。しかしいま申し上げたように、
はたして東京都がこうして一つの基準案をつくつ
たといふ、これによつて大東京都といふ行政
区域内における住民がしあわせになるかどうかと
いふことを考えますと、これは単なる東京都とい
う行政区域の問題でなくして、一億一千万に近い
といふ、これはわれわれ国民全体の問題でありま
す。したがって、早くやつてまいりたものをつく
れと言ふんじやございませんが、国民に理解を深め
るというPRが必要であります。これが欠けてお
ります。高級公務員は、それぞれの立場における
責任だけを持つておるんであつて――そうだろ
う、都市局長やめたら何も関係ねえやね、都市局
長の責任といふものは、まあ政治家はこれは選挙
という審判のものにきまらなければならない、ここ
に私は行政面の責任性といふものを明確にしなけりや
ないと思ひます。これは、建設大臣の役目とい
うものはいんじやないんです。どうとも、生命、
財産を脅かされるということができるんです。こ
とに財産の変動、財産それこそ、住宅など
はおしまひになるといふような苛烈なものです。
三十坪の土地を得るためには一生をかけていると
いふ人もあります。退職手当を全部先がけして、
利子を払いながら先がけして、そうして土地を得
たといふ、その土地が公共事業だからといって家
を追ひ出される。それに対する完全補償、代替地
をくれるんじゃないか。おとなしく補償金をも

らつてもこれじゃ買えないというような現象が常に東京都内——東京都ばかりじゃございませぬよ、あつちでもこつちでも起きてるんです。したがつて、部分的な行政区域、その部分も地域行政区域だけの問題じゃなくして、全国民的なものであることを建設大臣ははっきりと認識しなけりやならぬです。ケース・バイ・ケースで一つ一つ解決すればいいんだ、たくさん住民が反対する、一人一人つぶしていけばいいんだ、こういう考え方が行政官庁の担当の人たちにはあるんです。ななくてはならないんです。しかし、これは政治家であり三百名の大政を衆議院に持つておるところのあなた方がもつと真剣に、せめて良心を持つて西村建設大臣が考へていただきたいんです。現象の問題ばかりじゃございませぬ。その辺には大きな国土経営というものがその背景になつてはならない。大きなビジョンがなくてはならない。地価安定の根本的精神がなくてはならない、意欲がななくちゃならない。この点についてこの用途地域すくまらぬ。この用途地域が東京都は四十八年ごろと言つて、四十八年ごろにおそらく各地の抵抗がありなかつた。できないから放置する、これじゃ困る。そこで、これも建設大臣、あなたのもうちょっと——短命だと思ふものだからあなたのと、あとと言いますが、これは気にしないでください。あなたのと来る担当者に対しては種だけは植えておいていただきたいと思ふんです。あなたの意欲的なものを残しておいていただきたいんです。そしてこうした用途地域の指定というものは既成市街地、ほんとうに大都市における既成市街地の用途地域に対してはこの条件というものを国民に知らしめるということ。そして将来への展望。ここには将来地下鉄がくるぞと、ここには高速鉄道がくるのだぞ、道路はこうなるのだぞという前提で、大きな計画のもとに開発計画というものを、あるいは再開発、そういうものを考へながらこの用途指示をしなければならぬと思ふ。現象だけとらえて、ここはこうすればいい、ああすればいい、これじゃないです。根

本的に、大東京のあり方というものを描きながら決定しなければならぬというふうに考へます。これはひとつ建設大臣の考へ方と意欲的な答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 用途指定地域を細分したというところは、それなりに、国民大衆が利益を受けるであらうということも期待してやつたのでございませぬ。工業地域にしても、やはり公害が起るから、やはり十分工業地域というものををつくり、いろいろ、それからこの住宅地域にしても、分けたのはやっぱり国民大衆が困らないようにしようというところのために細分するわけでございます。しかし、そのために多少の不利をこうむる人もあるかもしれませぬ。しかし、それはやはり多くの人々の公共のためにということでもございませぬ。していただかなければならぬということもあり得ると思ひます。しかし、目的はわれわれは大衆の多くの方々の住生活の改善をはかるためにやつた制度でございませぬ。いま御指摘になりました、それにしても東京のごときは少しPRが足らぬんじゃないかということもございませぬ。——ごもっともでございます。多少のPRはやつております。パンフレットをつくつてやつておりますが、あなたのおっしゃるようなほんとうの行き届いたこのPRは私は不足だと思ひます。自分の位置するところがどういふ地域になるのか、どういふことが将来行なわれるのかというような、この非常な皆さまで方に行き届いた指導は、これは私は少し足らないんじゃないかと思ひます。したがって、多少のPRはやつておりますが、これをきめる上におきましてはさらに建設省としても力を尽くしたい、かように思つております。いずれにいたしましても、こういう制度ができましたから皆さまで方に自分の立場はどういふ状態になつておるのかということに対して十分な知識を与えたい、かようにせつかくいふ努力中でございませぬ。具体的な問題がございしたら都市局長からひとつ……。私は、パンフレットをつくつてというようなことを、それはどういふ方向にどれだけ

配られたのかわかりませんが、多少はやつておるわけでございますが、今後も十分気をつけてまいりたい、かように思つております。

○田中一君 私、ちよいとまいごころ、もうドルも余りに余つて、また円が切り上げしなけりやならぬのじゃなからうかというふうなわが民間では外国商社筋も相当金が余つた。何か換物しなかつたらドルの値打ちが下がるぞ、何かものにしまえといふ言つてやつております。これはあなただの言つておる高度の税金をかけていい連中がそりやつておる。これは一つの方法で、あなた方どう考へるか知りませんが、非常に意欲的なものに

とかそういう方法で、いわゆる国民の生活に直結する還元——当然国民からもうけたのでありましてから、それを還元さすというふうな方向をとらなかつたらぬのじゃなからうかと思ひます。これなんかも一つの、どうやたらいいかちよつとわかりませぬけれども、それは政府という力でもつて説得すればできないものじゃなからうかと、こゝも考へておるわけでありませぬ。ただこのままで推移したんでは地価は上がるばかりでございませぬ。決して地価は下がらなせん。こういう点について何かお考へがあれば何つておきたいと思ひます。

かえてせめて利潤とかいうのがいまのそういう連中の生き方です。だから再開発に対して相当それらを担当してやるといふような、これは民間がやつたんじゃないかな聞かれませんから、大きな力を結集して金をどんどん出さすんです。というこゝとなんかどうであらうか。銀行は銀行でまあ前代未聞の金利を下げようなんていうことを考へております。金はあふれんばかり、その金をいかに国民に還元するか、いわゆる現象面に還元するかというふうな形をとれないものであらうかと考へるわけなんです。そして先ほどあなたが言つておるように、公共のほうでここにインターチェンジができるんじゃないかというふうなことでこれに先行投資をするというふうなことはもうやめさして、堅実にペイできるんだ、一定の利潤は得るんだという民間の力の活用ですね、こんなことはどうなのかしらと思つておるわけなんです。そしてやたらにどこでもどこでもかかつて大きなマンションをつくつて、建築基準法から見れば当然許可しなかつたらぬからといって許可するというふうな形はできなかつたものであらうか。もう相当の企業は全部やつておるボーリング場なんというのには飽和状態でしょうし、ゴルフ場ももう飽和状態でしょう。レジャー文化で相当もうかるぞと人が言つてすぐに飛びつくのが資本家なんです。そして多角的な経営をやつておるんです。これは何

本へ力を入れていかなければならぬときに、やはりわれわれは公共投資をするにしても能率よくやらなければならぬし、かてて加えて、民間はあまり投資はない、エネルギーは余つておる。経営能力もある。したがって、私が言うまでもなしに、民間のこの何と申しますか能力と申しますかエネルギーと申しますか、それを、あるいは資金を、ひとつそういうふうな社会資本の拡充のために使つていく、協力してもらつておきたいことは当然です。その方法論でございませぬ。いわゆる民間デベロッパーと、こゝ一口に言ひますが、実は正直なところ、そういうことを言ひますが、それはに対する確固たるやが考へ方がまだ定まつておらないと思ひます。建設省で登録してあるものはいわゆる不動産業者、これもピンからキリでございまして、この社会資本を有効に伸ばしていきつていくことは、もつといわゆる民間デベロッパーの育成、組織化、こゝいうものについて建設省としては非常に力をいたしておかなければならぬ、指導をしなければならぬと、かように考へております。いま田中さんからおっしゃいましたように、私も具体的な案は持つておりませぬが、この民間デベロッパー、あるいはわれわれの役所の仕事を助けるためにはいろいろの民間の能力があると思ひます。設計一つにしても、いろいろコンサル

タントの育成——コンサルタントのようなこと

る信念で、日本の民族のために、沖縄県民のために御答弁をいただきました。

○国務大臣(西村英一君) いまお話しした点は、私も沖縄国会のあなたの御質問で聞きました。全部が全部その第一次産業だけをやってほかの産業はというよりなことにについては、私も多少はあなたと所見が違ふところもありますが、土地に関する限りにおいては全く同感でございます。総理がその精神を生かす、布令の精神を生かすと言ったのは、布令そのものはどうすることもできないけれども、精神を生かすということをおっしゃつたのでございます。私は全く同意見でございます。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、名古屋都市高速道路鑛ヶ池線建設反対に
関する請願（第五六九号）（第五七〇号）（第六
〇三号）（第六〇四号）（第六三三三号）（第六八二
号）

一、徳島市南常三島土地区画整理事業に関する請願（第六四〇号）

第五六九号 昭和四十七年二月二十五日受理
名古屋都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する
請願(五十五通)

請願者 名古屋千種区鏡池通二ノ一二三
沢井武外千二百六十五名

紹介議員 須原 昭二君
名古屋市都市高速道路建設計画一号线中の鏡ヶ池線計画(同市千種区千種通六丁目から同区東山通四丁目に至る延長三・二キロメートル間)については、昭和四十五年十二月十一日付名古屋市長から愛知県知事あてに提出されている市素案を採用することなく、白紙の立場から根本的に再検討されたい。

一、市案が採用されれば、わずか三・二キロメートル間で住宅、商店等約八百戸が立ち退かさざれば、加えて閑静な住宅街が南北に分断されてコミュニティが二分されるのみか、排気ガス及び騒音の公害に見舞われる。このようなことは、住民の健康で文化的都市生活確保を基本理念としている都市計画の主旨に反するのとともに、国民の住宅確保のために巨額の予算を投じている政府の方針にも反する。

は私はまだ突き詰めておりませんが、あなたのおっしゃるとおり、これはたいへん重要な問題でございいますから、今後私どもはできるだけひとつその点については関心を持っていきたい、かように思っております次第でございいます。

○田中一君 もつとあったので、大ぜいの人に出席してもらつておるんですが、たいへん失礼しました。これでもって時間がきましたのでやめます。次回に譲りたいと思います。まだ問題が残っておりますから、委員長、理事のほうでこの機会を与えてもらふことをお願いいたします。これで終わります。

○理事(苗ヶ久保重光君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

二、都心の桜通線等十指に余る幹線道路を一部拡幅しただけで、袋口のままだ十数年も放置し改善をしようともせず、住宅密集地域である本地域にあえて計画案を策定したことは承服しがた

三、名古屋市の人口はここ二、三年ふえていないにもかかわらず、道路に対する先行投資が多過ぎること等からして、市の道路行政は再検討の時期に来ている。

第五七〇号 昭和四十七年二月二十五日受理
名古屋都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する請願（百九十七通）

請願者 名古屋千種区東山通三ノ三〇
水谷林三外四千六百二十一名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第五六九号と同じである。

第六〇三号 昭和四十七年二月二十六日受理
名古屋都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する請願（百通）

請願者 名古屋千種区東山通三ノ二三
小林新八外二千四百十六名
紹介議員 洪谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第五六九号と同じである。

第六〇四号 昭和四十七年二月二十六日受理
名古屋都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する請願（五十二通）

請願者 名古屋千種区鏡池通一ノ一七
堀尾弘一外千三百五十二名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第五六九号と同じである。

第六三三三号 昭和四十七年二月二十八日受理
名古屋都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する請願（百一通）

請願者 名古屋千種区日進通六ノ二二
服部一男外二千六百二十五名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第五六九号と同じである。

第六八二号 昭和四十七年三月二日受理
名古屋都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する請願（四十九通）

請願者 名古屋千種区田代本通三ノ一一
桑山貞良外千五百十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五六九号と同じである。

第六四〇号 昭和四十七年二月二十八日受理
徳島市南常三島土地区画整理事業に関する請願

請願者 徳島市助任橋一ノ一一 平野義夫
外二十二名
紹介議員 小笠 公昭君
国道十一号線の交通ふくそう緩和のためのバイパス建設用地のうち徳島大学構内及びこれに隣接する南部新助任橋間のおよそ二百五十メートルの用地確保には、土地区画整理法による土地区画整理事業を強行しないで、関係住民の意思を尊重し適正かつ公正な処置をとりたい。

理由
一、バイパスの用地買上げには地区住民は賛成であり、公共性は認識している。従つて、道路用地買上げ方式が道路行政からみて妥当である。
二、大学構内等の確保には、土地区画整理法によらないでもできる。
三、県の土地区画整理事業案には環境の整備等健全な市街地の造成案がはかられてなく明確な保証もない。
四、本事業案には徳島市の下水道、排水路、緑地帯など都市計画となんら有効的な関連性がない。